

申請書添付書類及び記載事項

(法…水道法、規則…水道法施行規則)

1 1日最大給水量及び1日平均給水量		(法第33条第4項第1号)	
計画1日最大給水量と計画1日平均給水量を、用途別及び水源別で記載し、積算根拠となる資料等を添付すること。	計画1日最大給水量	m ³ /日	
	計画1日平均給水量	m ³ /日	
	用途別・水源別給水量内訳	有 ・ 無	
	積算根拠資料	有 ・ 無	
2 水源の種別及び取水地点		(法第33条第4項第2号)	
水源の種別は、河川水、湖沼水、伏流水、浅井戸、深井戸、湧水、浄水受水等記載すること。複数の水源がある場合はその全てを記載すること。また、浄水受水については、非常時のバックアップ、常時給水等の用途も併せて記載すること。 取水地点は、地番、地先名等によって特定するほか、浅井戸、深井戸については採水深度も記載すること。	水源の種別		
	浄水受水	有 ・ 無	
	浄水受水の場合 用途		
	取水地点	有 ・ 無	
	浅・深井戸の場合 採水深度	有 ・ 無	
3 水源の水量の概算及び水質試験の結果		(法第33条第4項第3号)	
水源の水量の概算には、河川水、湖沼水等の表流水にあつては河川湧水流量、また浅井戸、深井戸等の地下水にあつては揚水試験結果、土質柱状図等の、具体的に水量の確実性を説明した資料を添付すること。 原水の水質検査は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に掲げる全51項目のうち、原水に関する39項目（*）について、過去1年間で水質が最も低下する時期を含み複数回行うこと（規則第3条（同規則第54条による準用）等）。また、浄水方法の決定に影響を及ぼすおそれのある項目については、必要に応じて更に複数回の試験を行うこと（法33条第4項第6号）。	水源水量の概算	m ³ /日	
	表流水の場合 河川湧水流量	有 ・ 無	
	地下水の場合 揚水試験	有 ・ 無	
	地下水の場合 土質柱状図	有 ・ 無	
	その他水量の確実性を示す資料	有 ・ 無	
	原水の複数回水質検査結果	有 ・ 無	
	浄水方法の決定に影響を及ぼすおそれのある項目についての検査結果	有 ・ 無 ・ 不要	
4 水道施設の概要		(法第33条第4項第4号)	
水道施設の全体構造、主要施設の容量又は能力、主要施設の概要を、フローシートと共に簡潔に記載すること。	水道施設の概要	有 ・ 無	
	フローシート	有 ・ 無	
5 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造		(法第33条第4項第5号)	
水道施設について、その設置場所、標高、水位（変動する場合には、高水位及び低水位）、規模（容量、寸法等）、構造（形状、材質、形式等）を記載すること。	有 ・ 無		
6 浄水方法		(法第33条第4項第6号)	
処理工程ごとに主要諸元（薬品流入量、滞留時間等）を記載し、選定・算出の根拠となる資料を添付すること。	処理工程ごとの主要諸元	有 ・ 無	
	選定・算出根拠	有 ・ 無	
7 工事の着手及び完了の予定日		(法第33条第4項第7号)	
水道施設の工事の着手及び完了の予定年月日を記載すること。	有 ・ 無		

(*）消毒副生成物である総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味を除く39項目。クリプト原虫指標菌検査も実施すること。

8 水の供給を受ける者の数を記載した書類 (規則第 53 条第 1 号)	
水の供給を受ける者の数及び確認時給水人口 (計画給水人口) を記載すること。また、水の供給を受ける者の数については、居住者、従業者、宿泊者等種類別の人数を明らかにした積算根拠を添付すること。	水の供給を受ける者の数 人
	確認時給水人口 (計画給水人口) 人
	積算根拠 有 ・ 無
9 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面 (規則第 53 条第 2 号)	
水道施設及びその周辺地域が明示された、縮尺 1/10,000 以下の地図とすること。	有 ・ 無
10 水道施設の位置を明らかにする地図 (規則第 53 条第 3 号)	
取水、貯水、導水、浄水、送水施設、配水池、配水幹線、ポンプ場等の主要施設の配置が詳細に明示された、縮尺 1/10,000～1/25,000 程度の地図とすること。	有 ・ 無
11 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図 (規則第 53 条第 4 号)	
水源及び浄水場の位置及びその周辺に将来にわたり水質汚染を受けるおそれのある施設があるか否かが詳細に明示された、縮尺 1/1,000～1/5,000 程度の地図とすること。	有 ・ 無
12 主要な水道施設 (次号に掲げるものを除く) の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (規則第 53 条第 5 号)	
<p>主要な構造物 (取水施設、浄水施設、配水池、配水塔、高架タンク及び圧力水槽等) の主要な寸法、構造がわかるように記載すること。</p> <p>なお、図面の縮尺は次のとおりとすること。</p> <p>(1) 取水場、浄水場、配水場等の一般平面図 縮尺 1/500～1/1,000</p> <p>(2) 主要な水道施設の水位高低図 縦縮尺 1/100 又は 1/200、横縮尺任意</p> <p>(3) 主要構造物の一般図 縮尺 1/100～1/500</p> <p>(4) 主要構造物の構造詳細図 縮尺 1/10～1/100</p>	有 ・ 無
13 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図 (規則第 53 条第 6 号)	
<p>平面図は測点符号、管種、管径、延長のほか、制水弁、泥吐弁、空気弁、減圧弁、閉止弁、消火栓、接合井、河川等横断、中継ポンプ場等の附帯施設の位置を明示し、縦断面図はこの他測点区間距離、追加距離、管中心高、地盤高、静水位、動水位を記載すること。</p> <p>なお、図面の縮尺は次のとおりとすること。</p> <p>(1) 平面図 縮尺 1/1,000～1/10,000</p> <p>(2) 縦断面図 縦縮尺 1/200～1/400 横縮尺 1/1,000～1/5,000</p>	有 ・ 無

○ 水利許可又は慣行水利権 (河川法)	該当有 ・ 該当無	(該当有の場合) 有 ・ 無
○ 道路の占用許可 (道路法)	該当有 ・ 該当無	(該当有の場合) 有 ・ 無
○ 用地取得に関する承諾書	該当有 ・ 該当無	(該当有の場合) 有 ・ 無
○ (新設の場合) 水道技術管理者の設置	設置済 ・ 未設置	
氏名及び履歴書等の資格を有することが確認できる書類を添付すること。 (第三者委託に該当する場合はこれによらず業務委託届を別途提出すること。また、未設置の場合は設置後水道技術管理者設置届を提出するよう指導すること)		有 ・ 無

※ 改造又は増設の設計確認においては、当該工事に係る部分の書類を添付することで足りる。なお、改造又は増設の設計確認の場合は、当該工事の内容について明記した書類を添付すること。